

4．道路特定事業計画とは

交通バリアフリー法は、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係わる身体の負担を軽減し、その移動の利便性及び安全性の向上を図るため「旅客施設及び車両のバリアフリー化」と「重点整備地区のバリアフリー化」の2つの大きな柱によりバリアフリーを推進するものです。

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

道路特定事業を実施する「道路の区間」
区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

* 重点整備地区：利用者が相当数である鉄道駅などの旅客施設を中心としたおおむね500mの範囲(徒歩圏)に公共施設、福祉施設などの主要な施設が立地している地区で、重点的・一体的にバリアフリー化を実施していく区域

5．整備方針

(1) 目標年次

「特定経路」や「準特定経路」については、平成22年までに整備を実施します。

(経路の種別については、「3．重点整備地区とバリアフリー化を図る経路」を参照してください)

(2) 整備レベルの設定

平成22年までに重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、地域特性や周辺沿道状況を考慮して、部分的な改修等によりバリアフリー化に向けた整備を実施します。

なお、効果的な整備を実施するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮して整備レベルを決定しています。

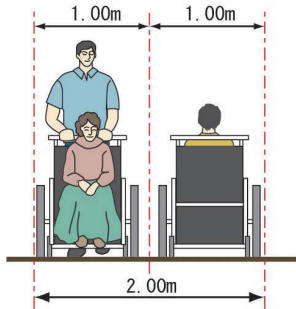
(3) 道路の移動円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

「道路の移動円滑化整備ガイドライン」及び「よこはまの道 バリアフリー整備ガイドライン（横浜市）」を基本とした整備を実施します。

道路の移動円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

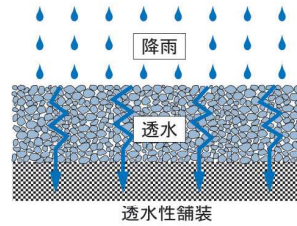
■ 歩道有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



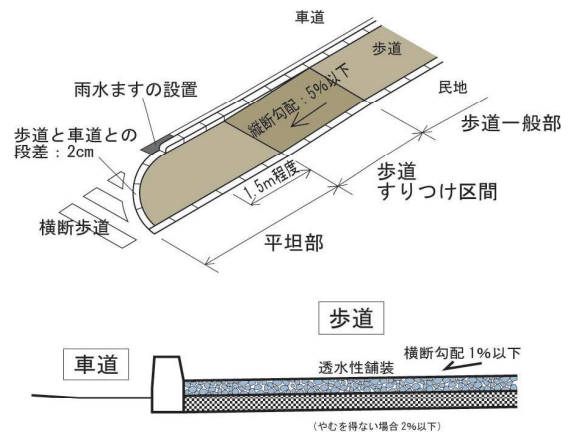
■ 舗装材

- 歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。（透水性舗装等）



■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。
(周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。)
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄の駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置例